

火災予防条例の改正 林野火災注意報・警報の運用を開始します

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した山火事を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めることを目的として富士山南東消防組合火災予防条例の一部が改正され、令和8年1月1日から『林野火災注意報』・『林野火災警報』の運用を開始します。『林野火災警報』発令中は、指定された区域内の『火の使用』を禁止します。

富士山南東消防組合管内の林野率 48.2%
(三島市:37.5% 裾野市:68.1% 長泉町:39%)
※農山村地域調査 2020年調査時

火の使用について

『林野火災警報』発令中に禁止されることとは、以下のとおりです。

『林野火災注意報』発令中は、『努力義務』となります。

- (1) 山林などで火入れをしないこと。
- (2) 花火など火を使う遊びをしない
- (3) 屋外での火遊び、たき火をしない
- (4) 屋外でガソリンなど燃えやすいものの近くで喫煙をしない
- (5) 山林などで、管理者が指定した区域内で喫煙をしない
- (6) タバコの吸い殻や燃え残りの火は、完全に消して片付ける



林野火災注意報・警報の条件は裏面へ

林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合。

(1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

(2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合はこの限りではありません。

林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。

発令対象の区域

森林法第5条（民有林）及び第7条の2（国有林）の森林を対象とします。

※対象の森林については、森林クラウド公開システムから確認できます。



林野火災注意報・警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報

林野火災注意報・警報が発令された場合は、市民メール等、同報無線、消防車両の巡回広報によりお知らせします。

たき火の届出

令和8年1月1日以降に実施する『たき火』については届出が義務となります。たき火を実施する場合は消防署まで届出書を提出してください。



お問合せ 富士山南東消防本部

予防課 055-972-5802 裾野署 055-995-0119

三島署 055-972-5800 長泉署 055-986-1199

